



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年1月13日火曜日 第1523号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（波方町）.....	15
字の区域の変更（ " ）.....	15
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の 変更の許可申請の概要.....	15
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	16
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	17
地域森林計画の公表.....	17
地域森林計画の変更の公表（4件）.....	17
保安林の指定.....	17
解除予定保安林にする旨の通知.....	18
土地収用法に基づく事業の認定.....	19
道路の区域変更（県道立石内子線）.....	19
道路の供用開始（ " ）.....	20
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	20
道路の供用開始（ " ）.....	20
道路の位置の指定.....	20

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	21
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	21

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	21
政治団体の届出事項の異動の届出.....	22
政治団体の解散の届出.....	23
資金管理団体の届出.....	24
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	24
資金管理団体の指定の取消し等の届出.....	24

告 示

○愛媛県告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、波方町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は波方町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成16年1月13日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
波方町大字宮崎字船越甲600の1及び甲601、字小鯛ヶ浦甲648の3並びに字番所乙246の2及び乙252の2の地先	24,016.63

○愛媛県告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、波方町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成16年1月13日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
大字宮崎 字小鯛ヶ浦	波方町大字宮崎字船越甲600の1及び甲601、字小鯛ヶ浦甲648の3並びに字番所乙246の2及び乙252の2の地先	公有水面埋立地	24,016.63

○愛媛県告示第32号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び西条市において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年1月13日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社ルネサステクノロジ
東京都千代田区丸の内2-4-1（丸の内ビル）
社長 & COO 伊藤 達
- 事業場の名称及び所在地
株式会社ルネサステクノロジ西条事業所
愛媛県西条市ひうち8-6
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1号第65号
- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法
- 汚水等の処理施設に関する事項
 - 既設分
変更無し
 - 新設分（窒素処理施設）

工事の着手予定年月日	平成16年2月20日
工事の完成予定年月日	平成16年3月31日
使用開始の予定年月日	平成16年3月31日
処理施設の種類	化学処理
処理施設の構造	鋼板製他
処理施設の主要寸法	廃液受入タンク 直径3.8メートル 高さ9.5メートル 処理水槽 縦5メートル 横7.8メートル 高さ5メートル

	放 散 等 活 性 炭 槽	直 径 0.5メー ト ル 高 さ 6.95メー ト ル 直 径 1.4メー ト ル 高 さ 3メー ト ル	
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり70立方メートル		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	触媒方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3~9 最大 3~9	通常 3~9 最大 3~9
	化学的酸素 要求量(単 位 1リット ルにつき ミリグラム)	通常 7.8 最大 9.2	通常 7.8 最大 9.2

浮遊物質 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 40
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 1.242 最大 1.513	通常 10 最大 10
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下	通常 0.01以下 最大 0.01以下
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 70 最大 70	通常 70 最大 70

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量
変更無し

○愛媛県告示第33号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年1月13日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300105117	有限会社ケアサポートのどか	宇和島市大超寺奥乙90番地11	井上知和	児童居宅介護	有限会社ケアサポートのどか	宇和島市大超寺奥乙90番地11	平成16年1月1日

○愛媛県告示第34号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年1月13日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100118112	有限会社ケアサポートのどか	宇和島市大超寺奥乙90番地11	井上知和	身体障害者居宅介護	有限会社ケアサポートのどか	宇和島市大超寺奥乙90番地11	平成16年1月1日
38000100119110	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺川 駿	身体障害者居宅介護	株式会社悠遊社今治事業所	今治市片山二丁目9-12	平成16年1月1日

○愛媛県告示第35号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年1月13日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200138119	有限会社ケアサポートのどか	宇和島市大超寺奥乙90番地11	井上知和	知的障害者居宅介護	有限会社ケアサポートのどか	宇和島市大超寺奥乙90番地11	平成16年1月1日
38000200139141	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	東宇和郡宇和町大字久枝甲1434番地1	井上義忠	知的障害者地域生活援助	グループホーム「虹色の家」	東宇和郡宇和町下松葉307-6	平成16年1月1日
38000200140115	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺川 駿	知的障害者居宅介護	株式会社悠遊社今治事業所	今治市片山二丁目9-12	平成16年1月1日

○愛媛県告示第36号

川之江市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大塚地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大塚地区）計画書の写し
 - (2) 川之江市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年 1月14日から 2月 2日まで
- 3 縦覧場所
川之江市役所

○愛媛県告示第37号

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりその例によることとされる同法による改正後の森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、平成15年12月26日、中予山岳地域森林計画を立てた。

中予山岳地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、松山地方局産業経済部久万林業課において公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第38号

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定に基づき、平成15年12月26日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、西条地方局産業経済部林業課、伊予三島林業課及び丹原林業課において公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第39号

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定に基づき、平成15年12月26日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、今治地方局産業経済部林業課及び松山地方局産業経済部林業課において公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第40号

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）附則第14項の規定に基づき、平成15年12月26日、肱川地域森林計画を変更した。

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、八幡浜地方局産業経済部林業課、大洲林業課及び宇和林業課において公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第41号

森林法の一部を改正する法律（平成15年法律第53号）附則第3条第1項の規定に基づき、平成15年12月26日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、宇和島地方局産業経済部林業課及び御荘林業課において公衆の縦覧に供する。

平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林の所在場所
新居浜市大生院字横井東2080、字戸屋鼻2081、2084の3、2085の2、2088の2、2091、2098、2110の1、2110の2、2112、字貴船の下2089、2090、字貴船谷2100、字別レヌ2101、字東谷ノ西2103、字東谷ノ東2104、字小家成キシノ尾崎上2105の2、2105の3、字戸屋鼻別レヌ2111
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字戸屋鼻2081、2084の3、2085の2、2088の2、2091、字貴船の下2089、2090、字貴船谷2100、字別レヌ2101
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所
西条市藤之石字中畝甲14から甲19まで、甲20の1、甲21、甲22の2、字葛龍瀧甲22の1、千町字中畝6号142

、6号143、6号144の1、6号144の2、6号145、
6号148、6号149の2、6号149の3、6号150の1
から6号150の3まで、6号153、6号154

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

千町字中畝6号142、6号143、6号144の1、
6号144の2、6号148、6号149の2、6号149
の3、6号150の1から6号150の3まで

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定
めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

西条市藤之石字西谷辛21、辛22の1、辛78の1、字小
畝辛75の1、辛76の2、辛77、字尾畝辛70の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小畝辛77

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定
めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

4(1) 保安林の所在場所

西条市荒川字大町畑乙94の2、乙95の1、字下分2号
266

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大町畑乙94の2・乙95の1・字下分2号266（
以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定
めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

5(1) 保安林の所在場所

西宇和郡三瓶町大字津布理字中滝2473、2651、2659、
2661、字ワラヒ川2477の1、2477の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

6(1) 保安林の所在場所

西宇和郡三瓶町大字和泉字ヨコタ甲161の2、甲162
の1、甲163、甲164、甲165の1、甲167、甲169、
乙614、乙621の1、乙621の2、乙623の1、乙625
、乙629、乙630、乙632、乙633、乙635、乙636、
乙640の1、乙640の2、乙640の6から乙640の9ま
で、乙641

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヨコタ甲162の1・甲165の1・甲167（以上
3筆について次の図に示す部分に限る。）、甲161
の2、甲164、乙640の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定
めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及
び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び三瓶町役場に備
え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第43号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから
、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示
する。

平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除予定保安林の所在場所

東宇和郡野村町大字野村17号8の2から17号8の6まで
（以上5筆国有林。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第44号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 起業者の名称

松野町

2 事業の種類

吉野生多目的広場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県北宇和郡松野町大字吉野地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

平成15年11月19日に、松野町から申請のあった本件事業に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第 3 条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第 2 号の要件への適合性について

起業者は、本件事業に必要な工事費、用地費等の予算を計上しており、本件事業が施行されることは確実と認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について

本件事業は、吉野地区の住民の強い要望に基づき各種イベント、ゲートボール、テニス等を行うことができる多目的広場を整備するものである。

ア 本件事業は、吉野地区の盆踊り大会や文化祭等のイ

イベント、ゲートボール、テニス等にも利用可能な多目的広場を整備するものであり、地域住民の健康増進と福祉の向上、生きがいづくりに大きな効果があり、コミュニティの強化や地域連帯感の向上など地域の活性化に寄与することが見込まれ、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業が環境影響評価法（平成 9 年法律第81号）等による環境影響評価の対象事業となっていないことから周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による 3 案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第 4 号の要件への適合性について

本件事業は、地域住民の健康増進や生きがいづくり、地域間・世代間交流の促進、コミュニティの維持発展のために整備するもので、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

5 土地収用法第26条の 2 の規定に基づく図面の縦覧場所
松野町役場

○愛媛県告示第45号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前67番 2 から 同町村前66番 3 まで	旧	メートル 3.5~12.8	キロメートル 0.052	
			新	12.7~32.3	0.051	
"	"	喜多郡内子町村前72番 2 から 同町村前58番 4 まで	旧	3.5~14.2	0.067	
			新	13.4~18.5	0.063	

○愛媛県告示第46号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	立石内子線	喜多郡内子町村前67番 2 から 同町村前66番 3 まで	平成16年 1月13日
"	"	喜多郡内子町村前72番 2 から 同町村前58番 4 まで	"

○愛媛県告示第47号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字只海乙400番 1 地先から 同大字乙400番 4 地先まで	旧	メートル 4 3 ~ 32.1 38.0 ~ 74.9	キロメートル 0.280 0.120	
			新	38.0 ~ 74.9	0.120	
"	"	喜多郡五十崎町大字只海乙397番 2 から 同大字乙385番15まで	旧	5 5 ~ 18.9 12.8 ~ 42.2	0.188 0.116	
			新	12.8 ~ 34.3	0.116	
"	"	喜多郡五十崎町大字只海乙385番14から 同大字乙387番 5 まで	旧	37.0 ~ 49.7	0.109	
			新	12.7 ~ 25.5	0.109	

○愛媛県告示第48号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字只海乙412番 9 から 同大字乙385番27まで	平成16年 1月13日

○愛媛県告示第49号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号
 の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
 平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
伊予市下吾川字南西原1761番 1
- 2 申請人の住所氏名

松山市森松町1035番地 1
 株式会社上浮穴産業
 代表取締役 西岡 貞夫
 3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年12月25日	特定非営利活動法人 自在市場協議会	菅 啓 三	松山市千舟町四丁目2番4 松 井ビル	この法人は、不特定多数の団体及び個人を対象とする環境保全活動としての産業型リサイクルフリーマーケット（自在市場）の開催を通じて、相互の交流を図るとともに、地球における環境保全問題の中から、各団体及び個人の共通課題を設け、その調査研究、環境啓発などの諸活動を通じて住みよいまちづくりと資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 1月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年12月25日	特定非営利活動法人 機能紙研究会	稲 垣 寛	川之江市市川之江町4084番 1	本会は、特殊機能を有する各種の繊維状物からなる薄葉物（以下「機能紙」という）の製造技術およびその加工技術の研究開発に寄与するための調査研究事業、およびそれらの技術の普及向上を図るための教育啓発に関する事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成16年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
斉藤政光後援会	斉 藤 政 光	斉 藤 久 美 子	松山市大手町2 - 9 - 14	平成15年10月3日	
高橋剛を応援する会	高 橋 剛	菅 秀 二 郎	川之江市市川之江町井地山981 - 7	平成15年10月3日	
玉井あきらと政治を語る会	玉 井 彰	岩 本 清 明	松山市大手町2 - 9 - 14	平成15年10月6日	
元気南予の会	浜 口 金 也	柳 沢 クニ子	松山市大手町2 - 9 - 14	平成15年10月6日	
自由民主党愛媛県地域振興・防災支部	藤 井 和 郎	小 寺 敏 和	松山市大手町2 - 6 - 23	平成15年10月6日	政党の支部
民主党愛媛県第2区総支部	斉 藤 政 光	斉 藤 久 美 子	松山市大手町2 - 9 - 14	平成15年10月10日	政党の支部
民主党愛媛県第3区支部	高 橋 剛	菅 秀 二 郎	川之江市市川之江町井地山981 - 7	平成15年10月10日	政党の支部
民主党愛媛県第4区総支部	浜 口 金 也	柳 沢 クニ子	松山市大手町2 - 9 - 14	平成15年10月10日	政党の支部

岡靖後援会	松 本 英 幸	濱 川 浩 三	松山市宮西3 - 1 - 10	平成15年10月24日	
久保田仁之後援会	河 野 美 治	上 岡 茂	喜多郡肱川町大字山鳥坂346	平成15年10月29日	
西条を明るくする会	星 加 直 孝	星 加 トミ子	西条市神拝甲386	平成15年11月11日	
浅野やすよし後援会	浅 野 泰 義	浅 野 博 美	西宇和郡三瓶町大字蔵貫浦792	平成15年11月19日	
三好幹二後援会	宇都宮 象 一	土 居 亀一郎	東宇和郡宇和町大字山田2061	平成15年12月25日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成16年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日	備 考
北里としあき・えひめ後援会	主たる事務所の所在地	松山市大手町2 - 6 - 23	松山市平井町甲2169 - 56	平成15年10月1日	
豊洋会	主たる事務所の所在地	松山市平和通3 - 2 - 18	西宇和郡三瓶町大字安土534 - 3	平成15年10月1日	
	会 計 責 任 者	白 形 泰	和 田 平		
自由民主党愛媛県小売酒販支部	主たる事務所の所在地	松山市竹原3 - 16 - 12	松山市萱町6 - 106 - 5	平成15年10月6日	政党の支部
上岩静雄後援会	代 表 者	兵 頭 康 宏	高須賀 正 治	平成15年10月6日	
	会 計 責 任 者	為 清 雄 二	兵 頭 康 宏		
自由民主党愛媛県今治市第一支部	会 計 責 任 者	福 羅 浩 一	山 本 まい子	平成15年10月7日	政党の支部
自由民主党いよてつ高島屋支部	代 表 者	森 本 惇	石 川 富治郎	平成15年10月7日	政党の支部
	会 計 責 任 者	梅 本 昭 夫	河 瀬 稔		
自由民主党八幡浜支部	会 計 責 任 者	上 田 建 吉	松 本 利 夫	平成15年10月7日	政党の支部
民主党愛媛県第1区総支部	主たる事務所の所在地	松山市大手町2 - 9 - 14	松山市歩行町1 - 8 - 3	平成15年10月10日	政党の支部
	代 表 者	玉 井 彰	宇都宮 眞由美		
	会 計 責 任 者	岩 本 清 明	石 井 俊 男		
自由民主党大三島支部	主たる事務所の所在地	越智郡大三島町大字台5059	越智郡大三島町大字野々江1867	平成15年10月15日	政党の支部
	代 表 者	川 崎 正 典	国 貞 和 輔		
	会 計 責 任 者	脇 谷 敏 明	小笠原 和 也		
税理士による塩崎やすひさ後援会	会 計 責 任 者	近 藤 猛	森 洋 一	平成15年10月15日	
四国税理士政治連盟愛媛県支部	代 表 者	森 洋 一	坂 本 伸 一	平成15年10月15日	

	会 計 責 任 者	近 藤 猛	森 洋 一		
曾根貞義後援会	主たる事務所の所在地	北宇和郡津島町岩松753	北宇和郡津島町大字上畑地604	平成15年10月21日	
民主党愛媛県第4区総支部	会 計 責 任 者	福 島 秀 吉	柳 沢 クニ子	平成15年10月27日	政党の支部
元気南予の会	会 計 責 任 者	都 築 旦	柳 沢 クニ子	平成15年10月27日	
玉井ただし後援会	主たる事務所の所在地	松山市石風呂呂町540	松山市南吉田町2901	平成15年11月4日	
	会 計 責 任 者	玉 井 忠 司	山 田 孝 徳		
自由民主党内海支部	主たる事務所の所在地	南宇和郡内海村油袋451	南宇和郡内海村魚神山263	平成15年11月21日	政党の支部
	代 表 者	伊 勢 福 雄	小 田 秀 夫		
自由民主党砥部支部	主たる事務所の所在地	伊予郡砥部町北川毛630	伊予郡砥部町千足238	平成15年12月9日	政党の支部
	代 表 者	亀 井 克 章	田 中 清 一		
	会 計 責 任 者	土 居 英 昭	岡 本 健 治		
明比昭治後援会	主たる事務所の所在地	西条市中野甲922 - 1	西条市港 1 - 12	平成15年12月16日	
谷口長治後援会「長燦会」	主たる事務所の所在地	南宇和郡城辺町蓮乗寺400 - 1	南宇和郡城辺町蓮乗寺468 - 1	平成15年12月17日	
	代 表 者	安 岡 一 生	澤 近 駿 一		
社会民主党愛媛県第1区支部連合	代 表 者	野 口 仁	笹 田 徳三郎	平成15年12月22日	政党の支部
自由民主党西条支部	主たる事務所の所在地	西条市中野甲922 - 1	西条市港 1 - 12	平成15年12月24日	政党の支部
自由民主党愛媛県トラック支部	会 計 責 任 者	竹 田 修 次	大 西 保 正	平成15年12月25日	政党の支部
愛媛県トラック運送事業政治連盟	会 計 責 任 者	竹 田 修 次	大 西 保 正	平成15年12月25日	
木下良一後援会	代 表 者	越 智 貴美夫	泉 清 昭	平成15年12月26日	
政治結社大日本天声塾	主たる事務所の所在地	今治市天保山町 3 - 2 - 3	今治市湊町 1 - 3 - 37	平成15年12月26日	
	代 表 者	黒 川 毅 春	坂 口 淺 美		
	会 計 責 任 者	黒 川 毅 春	坂 口 淺 美		

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成16年1月13日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

民主党愛媛県第3区総支部	藤 原 敏 隆	平成15年10月10日
塩出こうじ後援会	矢 野 宣 雄	平成15年10月31日
水口正三後援会	神 野 英 隆	平成15年12月1日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由党愛媛県連合会	土 居 一 豊	平成15年9月26日

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成16年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

資金管理団体の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
斉藤政光	衆議院議員	斉藤政光後援会	松山市大手町2-9-14	斉藤政光	平成15年10月3日
高橋剛	衆議院議員	高橋剛を応援する会	川之江市川之江町井地山981-7	高橋剛	平成15年10月3日
玉井彰	衆議院議員	玉井あきらと政治を語る会	松山市大手町2-9-14	玉井彰	平成15年10月6日
浜口金也	衆議院議員	元気南予の会	松山市大手町2-9-14	浜口金也	平成15年10月6日

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成16年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備 考
玉井ただし後援会	主たる事務所の所在地	松山市石風呂町540	松山市南吉田町2901	平成15年11月4日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消し等の届出があった。

平成16年 1月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
西田司	衆議院議員	愛媛政経同志会	松山市大手町2-6-23	西田司	平成15年12月8日